

議案第 74 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙の通り定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成22年橋本市条例第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料		別表第1(第2条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料	
手数料を徴収する事務	区分	区分	手数料の金額
1 略	略	略	略
2 法第11条第1項前段の規定に基づき設置の許可の申請に対する審査	製造所 略 取扱所 略 取扱所	製造所 略 取扱所 略 取扱所	略 略 91,000円 略 略 略 91,000円
3~8 略	略	略	略
備考	略	備考	略

附 則
(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の橋本市消防手数料条例は、この条例の施行の日以後に設置の許可申請があったものについて適用し、同日前に設置の許可申請があったものについては、なお従前の例による。